公益財団法人 東京都農林水産振興財団 平成30年度 第7回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

平成31年2月26日(火曜日)

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 影 山 竹 夫

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 影 山 竹 夫

4 役員数

理事 8名

監事 2名

- 5 理事会の決議の目的である事項
- (第1号議案) 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について
 - (1) 評議員会の決議の省略についての決定

評議員会の決議について、定款第25条の規定により、決議の省略の方法により行うこと。

(2) 評議員会の決議の目的である事項についての決定

評議員会の決議の目的である事項は、代表理事及び業務執行理事の報酬額の件とすること。

提案する報酬額の改定案は、平成30年12月21日付30総行革監第75号により改定通知のあった「東京都監理団体の役員報酬基準」に基づき、「役員の報酬等に関する規程」の一部改正を行うこと。

(内容) 別紙議案書のとおり見直す。

・代表理事:14,280,000円

· 業務執行理事: 11,600,000 円

6 概要

平成31年2月14日、理事長 影山竹夫 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、平成31年2月26日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議 事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

平成31年2月26日

理事長 影山竹夫